

医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書

1の①欄の医療法人は、2に掲げる経済的利益について、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受けます。

1 経済的利益を受ける医療法人

① 医療法人の名称		② 医療法人の整理番号	
③ 代表者氏名		④ 代表者住所	
⑤ 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日
⑥ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日
⑦ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日			年 月 日

2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細

放棄年月日

年 月 日

番号	1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額
	氏名	住所	
1			円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

第一表の付表四 (令和元年分以降用)

○この付表は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

## 書 き か た 等

### 《使用目的》

この明細書は、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の14第1項）の適用を受ける場合に使用します。

### 《申告書（第一表）の書きかた》

この明細書を提出する場合の申告書（第一表）については、次のとおり記入し、代表者印を押印します。

- 1 「住所」欄は、医療法人の所在地を記入します。
- 2 「氏名」及び「フリガナ」欄は、医療法人の名称及びフリガナを記入します。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄は、医療法人の法人番号を記入します。

なお、その年中に、他に贈与により財産を取得していない場合には「Ⅰ 暦年課税分」から「Ⅲ 合計」までの各欄についての記入は不要です。

### 《明細書の書きかた等》

- 1 「1 経済的利益を受ける医療法人」の記入に当たっての留意事項
  - (1) ⑤欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。
  - (2) ⑥欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行期限を記入します。
  - (3) ⑦欄は、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。
- 2 「2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項
  - (1) 「1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者」欄には、租税特別措置法第70条の7の14第1項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下「贈与者」といいます。）の氏名及び住所を記入します。
  - (2) 「放棄年月日」欄には、贈与者による(1)の放棄があった年月日を記入します。
  - (3) 「持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額」欄には、贈与者による(1)の放棄により医療法人が受けた経済的利益の価額を記入します。
- 3 租税特別措置法第70条の7の14第2項の規定により、1の①欄の医療法人を個人とみなして、2に掲げる経済的利益について贈与税が課税される場合には、第1表の付表2（人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書）を使用して計算してください。